

令和7年度
東住吉区運営方針（素案）について

令和7年度 東住吉区運営方針（素案）

『東住吉区将来ビジョン(2021-2025)』

めざす将来像

子どもが輝き、みんながしあわせなまち

将来像を実現するための
3つの目標

- ①「みんなで子どもを育てるまち」
- ②「みんなが健康で安心して
暮らせるまち」
- ③「みんながつながるまち」

の実現に向けて取り組みます。

将来ビジョンの
単年度アクションプランとして、
運営方針を毎年策定します

将来ビジョン

2021- 2025

運営方針

2021

2022

2023

2024

2025

経営課題1 みんなで子どもを育てるまちづくり

基本的な考え方

- ・関係機関等と協働して、子育て世代の交流を支援し、子育てにかかる情報が行き届くよう取り組む。
- ・子育てのしづらさや発達障がい(疑い)がある親子を早期に発見し、療育が受け入れられる体制をとるなど、状況に応じた適切な支援を行うことで、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。

区が課題と認識していること

- ・子育てに不安や負担を感じている人が気軽に周囲に相談できずに孤立化しないよう、相談体制の構築や育児困難の解消、適切な支援につなげる取組を推進する必要がある。

課題解決のために取り組む事業

進捗度合の指標

①「出産・育児総合サポート事業」

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得と近隣住民との交流を深めることにより養育者の孤立化や育児不安を軽減する。

- ・育児不安や育児困難感の軽減を目的とした、養育者の健康講座、妊産婦教室、母乳育児相談事業の実施
- ・心理相談員を配置し常時育児相談できる体制を整備
- ・発達障がい児(疑い)の早期発見を目的としたすくすく教室の実施

- ・事業に参加して、「育児不安が軽減された」「子育てするうえでの支えとなった」「子育てするうえで発見があった」と答えた人の割合：95%以上
(令和5年度実績：98.8%)

②「未就学児のための子育て支援事業」

養育状況を把握し、支援を要する場合には関係先につないでいく。

- ・市外から東住吉区に転入した未就学児に対する状況把握の実施
- ・区役所と連携関係のある機関に所属がある場合でも潜在的なリスクのある未就学児に対する状況把握を実施

- ・事業対象未就学児の状況把握：100%
(令和5年度実績：100%)

経営課題2 みんなが健康で安心して暮らせるまちづくり

基本的な考え方

- ・地域防災への女性や若年層の参画を促進し、地域の実情や意向を反映した防災訓練の支援等を行うことにより、自主防災組織の機能強化を図る。
- ・災害時に被害を軽減するために自宅での非常備蓄の啓発や個別避難計画の作成、障がいをお持ちの方々や医療的ケアが必要な方々をはじめとした支援が必要な方々の避難場所を確保する取組を推進し、防災力の向上を図る。
- ・大規模災害発生時には、医療機関の多くが被災により診療不能となる事態が想定されるため、救護所の設置・運営を中心とした医療救護体制の構築に取り組む。

区が課題と認識していること

- ・「自助」「共助」の必要性が十分には浸透していないことから、さらなる浸透を図るべく自主防災にかかる啓発や地域での防災活動の支援に取り組む必要がある。
- ・災害時の医療救護については、関係団体との協定やマニュアルの具体性が十分とは言えないことから、活動を具体化し災害時に機能する体制の構築に取り組む必要がある。

課題解決のために取り組む事業

進捗度合の指標

①「防災力向上事業」

区民が防災・減災に関する正しい知識に基づく備えを実践し、自らの手で迅速かつ効率的な応急救助活動ができるよう、自助・共助の取組の必要性を地域に働きかける。また、災害時における区災害対策本部としての機能を十分に発揮できるような体制を整備する。

- ・自宅での非常備蓄啓発等による自主防災意識の向上
- ・防災訓練支援等による地域防災活動の支援
- ・職員防災訓練等による区役所防災力の強化
- ・個別避難計画の作成推進による地域防災力の強化

- ・自主防災組織主体の防災訓練が実施された地域：令和7年度14地域／14地域
（令和5年度実績：14地域／14地域）

②「大規模災害時における医療救護体制の構築」

「東住吉区災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、区職員及び関係団体の活動を具体化し、災害時に機能する体制の構築を進める。

- ・急性期（発災後72時間）における医療救護所設置運営訓練の実施
- ・先進事例や有識者からの情報収集

- ・医療救護所設置運営訓練の実施：年1回以上

経営課題3 みんながつながるまちづくり

基本的な考え方

- ・地域活動協議会のめざすべき姿に向けて、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行い仕組みの定着を図ることで、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現に取り組む。

区が課題と認識していること

- ・地域により自律度が十分ではないため、自律的な地域運営、地域活動の活性化を促す支援を行う必要がある。
- ・日常生活での“困りごと”に対し、手助けを必要としている人が多数いるため、地域社会との交流の場を作り支援へ繋げる必要がある。

課題解決のために取り組む事業

進捗度合の指標

①「地域活動協議会補助事業」

「地域活動活性化促進事業（東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業）」

地域活動協議会による活動の継続・推進と、課題解消に向けた助言や支援により安定した地域運営、地域活動の活性化を促す。

- ・地域活動協議会補助金
- ・地域活動協議会の各種活動や運営への支援

- ・地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められていると感じる地域活動協議会の割合：令和7年度末までに90%以上
（令和5年度実績：91.7%
※地域活動協議会構成団体含む）

②「東住吉区高齢者食事サービス事業（ふれあい型）」

高齢者の健康増進と孤独感の解消、居場所作りを図り、地域社会との交流を深めることにより介護予防や社会参加を促進する。

- ・在宅のひとり暮らしの高齢者等を対象にした食事サービスの実施

- ・区内全小学校区（14地域）で実施する。
（令和5年度：14地域）

- ・健康増進や孤独感の解消、外出の場ができたことなどにより満足したと感じる利用者の割合：95%以上
（令和5年度実績：95.8%）